

韓国における過労死問題の現状と課題

イム・サンヒョクさん

(韓国) 労働環境健康研究所所長

【司会：脇田滋さん】

イム・サンヒョク先生は、韓国のグリーン病院の労働環境健康研究所の所長です。この研究所は 1999 年に発足した、韓国の労働医学の中心的な機関で、先生は 2007 年から 10 年、所長を務めておられます。韓国の労働医学の中心的な研究者ということで、今日ご報告をお願いしています。

それから通訳は呉民淑（オ・ミンスク）さんにしていただきます。それではよろしくお願ひします。

【イム・サンヒョクさん】

みなさん、こんにちは。韓国から来たイム・サンヒョクと申します。2012 年、私は滋賀医科大学に 1 年間留学していました。よろしくお願ひします。この後の報告は韓国語で行い、日本語に通訳して頂きます。

天笠先生の報告を聴かせていただいて、日本では過労死の研究がだいぶ進んでいるな、そういうふうには感じました。韓国は過労死が問題となっている国です。しかし研究はその割に活発にはされてはおりません。なぜそうなのか。今、考えるときだなど思っております。先ほどの発表を聴いて、私たちはまだ恥ずかしいな、というふうに感じています。私が今日、発表する問題は、韓国での労働時間に関する問題、そして交代労働に関する問題です。3 目には過労死および過労自殺の労災認定の現状についてお伝えしたいと思います。そして過労死の予防に関連する現行法とその問題点についてお話ししたいと思います。最後に今後の課題について申し上げます。

まず韓国の労働時間を載せています。ご覧の通り、韓国の労働時間はとても長いです。上段の数字 2265 は就業者の年間労働時間です。下段 2074 は労働者の労働時間です。ご参考までに申し上げますが、韓国では政府は労働者の労働時間について統計を出していません。私たちはたくさんの研究者による研究、そこに出た数字、そして OECD、経済協力開発機構の資料を参考にして発表しております。

2008 年は 2256 時間、2014 年は 2057 時間で、少しずつではありますが、減ってきてい

ます。もちろん OECD の平均の数値よりはるかに長い労働時間になっております。

就業者の労働時間が長く出ている理由は、自営業者の比率が高いからです。自営業者の方々は普通の労働者の労働時間よりも働く時間が長いと言えます。

次は雇用形態別の労働時間を示しております。正規労働者は月 23.1 日で、総労働時間は 189 時間です。次に非正規労働者、私たちが言う非正規労働者の中には在宅および派遣の労働者も含まれていますが、非正規労働者は月 20.4 日働いて、その総労働時間は 167.4 時間です。しかし労災の申請の数を見ますと、非正規労働者の方の申請の件数が多いのです。特に製造業で働く非正規労働者たちの労働時間がたいへん長いです。安い賃金を埋めるために長時間働くことになっているのです。

産業別の労働時間を見ます。韓国では未だに製造業の労働時間が長いです。サービス業の中では、運輸業、そして宿泊業、そういう業種で長時間労働が行われております。韓国でも日本と同じで、サービス残業が存在します。大部分はホワイトカラー労働者です。そしてサービス産業労働者、小規模事業所の労働者がサービス残業を行っております。韓国の統計はあまり正確ではないんですけども、韓国の産業で見ると、週 10 時間以上の超過労働、延長労働をする労働者は全体の 15.89% になっております。

次は交代勤務の現況です。交代労働も過労死の重要な原因となっております。韓国の交代勤務の状態は、長時間労働が減少しているのとは逆に、どんどん増えていっております。2006 年に 7.2% だったのが、2014 年には 8.5% に増加しております。製造業の場合、交代勤務は 20.2% で、最も多くなっています。また、交代勤務が必要な、そういう業種がたくさんあります。交代勤務の形態としては、定期的 2 交代勤務が 38.4%。3 交代が 23.1%。24 時間の隔日勤務も 13.4% になっております。24 時間の隔日勤務では、男性交代勤務者が 17.6% です。不規則な交代勤務の形態もあります。60 歳以上においては、その半数以上が 24 時間隔日勤務をしております。大部分はビルや建物の警備業務です。

韓国の労働時間の重要な特徴は交代労働者のほとんどが長時間労働をしているということです。韓国の過労死が多い要因は長時間労働、そして交代労働、それに加わって精神的なストレスが高い、そういう職種があるからです。

続きまして、過労死と過労自殺の労災認定について申し上げます。韓国は恥ずかしいことに OECD の国々の中で 1 位です。2014 年の死亡原因の統計を見てみると、自殺は死亡原因の第 4 位になっております。20 代、30 代の死亡原因の第 1 位は自殺になっております。原因は長時間労働である、そのように思われます。1995 年から 2013 年 6 月の間に、過労

死の労災認定で、申請をした件数は1万3088件、そのうち労災認定を受けた件数は7578件で、認定率は57.8%になります。年度別の過労死の認定率を見ても、1995年から2004年までの間は60から70%認定されました。2009年からはその認定率が30%台に落ち込みます。2011年には最低値を記録しまして、12.9%しか認定されませんでした。2014年には20.2%と若干上がりました。このように過労死の認定率が継続的に減少している理由は、政府の性格と関連している、そう思われます。保守政権のもとで、労災補償保険法の改正もあり、そして業務上の疾病認定の基準も強化されてしまいました。労災の判断基準もたいへん厳しくなっていました。

韓国では30代の脳心血管系疾患の死亡率が増えていっております。2014年の脳心血管系疾患の労災認定件数は358名になります。そのうち死亡者、つまり過労死は318名になりました。この死亡した人の中で、一番多く見られるのは、やはり交代勤務をしている人、そして長時間労働をしている人、そういうふうに見受けられます。例えば韓国ではタクシーの運転手、そしてマンションやビルでの警備労働者です。しかし彼、彼女らの認定される件数は決して多くはありません。タクシー運転手の場合、労働時間をどういうふうに計算するかといえば、運転時間、つまりタイヤが回っている間を労働時間とみなします。お客さんを待って待機している、そういう時間は労働時間には含まれません。それでたくさんの方々が死亡していますけれども、過労死としては認定されていません。警備労働者の場合、その労働者の半数以上が60歳以上だと先ほど申し上げました。彼らは24時間隔日の交代をしていますが、その24時間の間はほとんど睡眠をとることができません。しかし働く時に結んだ労働時間の契約では、8時間の睡眠時間というか休憩をとるという契約が結ばれております。

次は過労自殺について申し上げます。過労自殺については、公けに議論されておられません。過労自殺の実態がどうなのか、原因が何なのか、そして自殺の特性は何なのかなど、ほとんどが知られていません。

しかし次の表をご覧ください。精神疾患による死亡件数が、横軸が年度ですけれども、増加の傾向にあることが見受けられます。2012年の欄をご覧ください。申請件数は52件で、そのうち15件が認定されました。その大部分はうつ病です。

次は韓国の現行法について申し上げます。産業安全保険法第5条を見ると、事業主の義務として、身体的疲労、そして精神的ストレスを減らすことができる快適な作業環境を造り、労働条件を改善すること、というふうに示されております。しかし、これは配慮義務で、違反したときの罰則規定はありません。韓国の事業主たちは、罰則規定が無いものに関して、法をよく守らないのです。

他方、休憩施設の設置に関しては罰則があります。下に書いてあるのは、産業安全保険基準に関する規則で、休憩施設を設置しろというものです。事業主は精神的ストレスを解消することができるように休憩時間に利用できる休憩施設を備えること、この休憩施設の設置には罰則があります。それで韓国では事業所のところどころに、ちゃんと休憩室が設置されております。これは市民団体が運動したからです。一昔前は、ビルメンテナンスの労働者は地下道、または廊下、またはボイラー室でご飯を食べたり休憩したりしておりました。今は休憩室がちゃんとありますので、そちらのほうで食事をしたり、また手を洗ったりすることもできるのです。そして街やゴミを掃除する、韓国では環境美化員と呼ばれています。日本では清掃員ですね。彼女、彼らは、一昔前までは臭いが染みついた、そういう服のまま帰らなければなりませんでしたが、この規則ができた後は、その自治体によって休憩室ができたり、または手を洗ったりする場所が設けられるようになりました。これは市民運動として成功した事例だと思います。

下の段を見てください。労災保険法の施行令で、業務上の疾病の具体的な認定基準というものがあります。1週間の業務時間が平均60時間を超えた場合、それは業務との関連性が高いということです。これは日本とよく似ています。日本と違う面は何かといえば、60時間を下回った場合は認定されないことが韓国の特徴です。

次は勤労基準法です。労働時間は週40時間。1日あたり8時間を超えてはならないとなっております。延長勤務の場合においても、1週間に12時間を超えてはならないとなっております。しかし、この後が問題なんですけれども、事業主に特別な事情があれば、雇用労働部長官の認可と労働者の同意を得て、労働時間を自由に延長することができるようになっております。運輸業、物品販売、保管業、それに金融保険業など、このような特殊業種においては、労働者の代表との書面を交わすことによって時間を延長することができるようになっております。

現行法における問題点は、勤労基準法では運輸業など特例の業種について、長時間労働を無制限に許可しているということです。特例の業種でなくても、先ほど申し上げた勤労基準法の第53条第3項、週12時間を超えてはならないという条項を簡単に違反しているのです。監督機関である雇用労働部は、労働時間について監督をしていないという現状があります。また、5人未満の事業所においては、労働時間に関する勤労基準法の適用を受けられない状態に置かれております。

昨年、民主社会のための弁護士会、民弁と呼ばれているのですが、その民弁と私たちの労働健康研究所においては、日本でがんばっている皆さんを招待して一緒に会議を開きま

した。その日、本当にたくさんのことを学ぶことができました。実質的な労働時間の短縮を得ること、それが過労死を防止するために有効であるということがわかりました。また、過労死というものは労働時間だけではなくて、業務の過重な量、またパワハラ、そして職場内のストレスなど、心理的な負荷も大きく関わっていることがわかりました。現在、韓国では、私のような医師と、弁護士の方、そして労務士の方などによって、民間レベルで、過労死防止センターを設立するための会議を継続的に開いております。このセンターでは、過労に関連する相談を受けたり、訴訟を通じて皆さんを手助けしたり、また、過労に関する世論を喚起させていこうと考えております。最終的には法制定までにこぎつけたい、そういうふうに思っております。今日明日のこの学会を通じて、私も、一生懸命勉強しまして、24日にも会合を開いて、この話を皆さんに伝えたいと思っております。皆さん、またたくさん助けてください。ありがとうございました。

【司会：脇田さん】

少し予定の時間より早く終わりましたので、今のご報告に関連して、ご質問とか確認したいことがありましたら、どうぞ自由に、手を上げて……。それじゃ伍賀先生。

【質疑1：伍賀さん】

大変貴重なご報告ありがとうございました。3つ質問したいんですが、1つは、韓国では政府が実施していないということを言われたんですけども、それでは今日のご報告の労働時間統計はどこが作ったのかということが1点です。第2の質問はスライドの第1ページの右側の下の雇用形態別の総労働日と労働時間の数があがっておりますが、この雇用形態別の労働災害や過労死等の発生状況等の統計はないのでしょうか、というのが第2点目です。それから第3点目の質問は、雇用労働部、政府は労働時間の監督をしていないということをおっしゃったんですけども、じゃあどこが労働時間の監督をしているのか、一切、政府機関はしていないのかというのが第3点目の質問です。よろしく願いいたします。

【応答：イムさん】

はじめの質問に対する答えです。公式的には調査はしていませんが、いろいろなところで研究や調査が行われております。例をあげると、2年に1度、勤労環境調査というものが行われます。そこで労働時間の調査をしたり、統計をとったりします。だいたい2万人抽出して、そのデータを作っております。また、労働研究院という機関がありまして、労働パネル調査というものを行っております。このようにいろいろな機関で調査をして、それが労働部にも行ったりもするんですけども、ひとつ難点は、やはり調査をした機関ごとに数値が違うというところです。そのすべてにおいて、やはり政府の公式なデータとは言

えません。

韓国では非正規労働者の統計については、その企業とか産業で統計をとったりしていません。先ほど私は、製造業の非正規職の労働者が長時間労働をしていて、そこで労働災害が起こったり、過労死が多発しているという話を申し上げました。これは実態、非正規労働者の実態を研究しながら得られた情報であります。例をあげてみます。韓国の造船業では、正規職の3から5倍にあたる非正規職労働者が働いております。非正規職労働者の賃金は、正規職労働者の3分の1ぐらいにしかありませんでした。その後、少し上がりまして、今は2分の1の水準になっております。それで非正規職労働者は自分たちがもっとたくさん賃金を得るために、長時間労働になっていくというのが実態です。私が相談を受けた事例で、現代重工業で働く労働者のケースがあります。過労死で死亡してしまったんですが、ひと月あたりの休暇は2日しかありませんでした。

では最後の質問に対する答えに移ります。韓国で一番有名な自動車会社は現代自動車ですね。今はそれ程ではありませんが、ほんの2年前においても、現代自動車の中には、年間2500時間働く方が30%にもなりました。生産職の労働者です。これは明らかに法に違反していたわけですが、政府はそれに対する監督を一切してありませんでした。これで答えになったでしょうか。

【質疑2：猿田さん】

愛知健康センターの猿田と申します。中京大学でトヨタ研究をやっていて、今、聞いていて大変面白かったんですけど、交代制があって、交代制があるところは長時間労働であるとかですね、労働時間というのは車が動き出したら労働時間。これはもともとトヨタ方式で、トヨタはラインが動き出したら労働時間と決まっています、だいたい愛知の場合はそうなっていると思います。それから交代制もかなり昔からひどくてですね、今、言われたことを全部やっていますね。パワハラもひどいですし、サービス残業もひどい。だから今、現代自動車の例で2500というのも、これもトヨタの80年代とかですね、それはもう2500どころではなかったもので、いつも私は腹立たしく、非常にひどい状態でした。最後に現代の事例をあげていただいて、現代もたぶん今、交代制長時間という事例になるのかな、それはちょっとわからないのですが、その前の労働時間の計り方とか、サービス残業の実態とか、もうちょっとおわかりになれば。それから現代の場合、非正規がかなり多かったと思いますけど、その場合、非正規に過労死というのは出ているのか出ていないのか。わかればお教えいただきたいと思います。

【応答：イムさん】

韓国でもトヨタと同じように、2年前から8時間、8時間というふうな交代制をしています。8時間と8時間30分の2交代制です。もっとも、下請の協力会社、二次下請の会社

ではそういう状況ではありません。しかしその下請業者においても、労働時間はだんだん短くなっていくだろうと思われております。現代自動車には今 30%の非正規労働者がいます。非正規労働者といえど、現代自動車においては、正規職と同じ仕事をしております。もちろん、もっとしんどい仕事をさせられています。その労働時間はとても似ています。先ほど申し上げた造船業とはちょっと違いがあるんです。なぜかと言えば、自動車産業の場合は、コンベヤベルト、いわゆるライン労働ですね、そういう産業でありますから。現代自動車の非正規労働者は、そのほとんどが若い労働者です。中には大学生のアルバイトもいます。だからなのかわからないのですが、過労死の問題はそれほど多くは発生しておりません。答えになりましたか？

【猿田さん】

その計り方ですけど、労働時間のカウントというのは、それは日本と同じですか？

【応答・イムさん】

韓国もまったく同じです。だからそのタイヤが回ったのを労働時間とみなすのはタクシー労働者の場合でしたし、タコメーター、日本はタコメーターがありますね。そのタコメーターで。

【質疑 3：森岡さん】

労働時間の実態についての研究的なテーマではないんですが、運動も研究の課題として考えた場合、昨年、3人で、岩城さん、寺西さんと韓国に伺ってですね、一番疑問に思っただけでおしつかりは解消していないクエスチョンで申しますと 2つありましてね、たぶん皆さんにも関心があることだと思います。ひとつは日本と違って家族の運動がほとんど無いというふうに伺いました。その理由をもう一度、あるいは今日のこの場で皆さんとともに考えてみたい。それからもうひとつ、日本と違って労災認定の後、企業責任追及の民事裁判で訴えて、それなりの大きな額の賠償がされる、あるいは示談がある、あるいは法廷外の和解があるということはあるんですが、その企業の責任を追及する運動も日本とずいぶん違うという印象をうけましたが、それはなぜでしょう。

【応答：イムさん】

まず始めの質問に対する答えです。過労死だけでなく、その他の運動においても、家族が運動をするということが韓国では稀です。それは労働組合の運動というか、その力が強いからです。労働組合というのはやっぱり賃金という問題のほうが大きい。現代自動車の労働組合というのは、韓国の労働組合で一番力がある労働組合です。そういう労働組合であるにもかかわらず、長時間労働に関してはそれに反対するという動きにはなりません

でした。私たちも、日本のように家族の運動というふうに持っていきたいと思っております。そして過労死の事例、莫大な長時間労働を行っている実態を明らかにし、広めていきたいと思っております。これが先ほどスライドで申し上げました過労死防止センター設置の大きな理由につながっています。2番目の企業責任を追及するという問題については、まだ到着していないんですが、今、関空からこちらに向かっているチョン・ビョンウク弁護士さんのほうから話をしてほしいと思いますが、訴訟を行うというふうに私は認識しております。それは主に弁護士が担当しているものです。今後、設立する過労死防止センターにおいては、ブラック企業のリストも公開していこうと思っております。

【司会：脇田さん】

予定では休憩に入ることなんですが、私も韓国を勉強しております、ひとこと発言させてください。韓国では感情労働ということが大きな問題となっております。コールセンターとかですね、接客の人たちが、お客様は神様だという、日本と同じような考え方が強いようで、本心とは違って笑顔を作らないといけない、それがものすごいストレスになるという、これは感情労働ということで大きな問題になっています。たとえば、公務員が市民からいろんな苦情を受けたときに、自分から電話を切つてはいけないというようなことが言われていたので、非常にストレスになっていたんですね。それを労働者を守るというところから、ごく最近、ソウル市では感情労働条例という条例ができたということを知りました。イム・サンヒョク先生はそういう感情労働の問題でもいろんなシンポジウムで議論をリードされております。今は立法問題も出ているということで、本当はそんなお話もしていただければ僕にとってはよかったです。これから若干休憩を取りまして、フランスのご報告を聞いた後、討論がありますので、またその時にそういうお話をいただければ非常に嬉しいなというふうに思っております。ご報告ありがとうございました。